

## 旅費規程

- 第1条 日本学生航空連盟（以下「連盟」とする）の職員が業務のため出張する場合、または転任を命ぜられた場合の旅費（交通費、出張手当、業務出張手当、宿泊費）の支給に関しては、この規程の定めるところによる。
- 2 出張のための業務の範囲は、下記の通りとする。
- ① 担当する地区以外で開かれる連盟本部の会議
  - ② 連盟の主催する公式な競技会
  - ③ 連盟の主催する講習会等の指導・訓練・研修会
  - ④ 連盟が加盟大学から派遣要請を受けた、訓練・合宿・検査・機体整備
  - ⑤ 連盟が保有する訓練所（宿舍含む）や各種機材・設備の整備、補修
  - ⑥ その他、連盟が必要とする業務で事務局長または専務理事の承認を得た業務
- 第2条 連盟職員は出張の必要のある場合には、所定の出張申請書に必要事項を記入の上（起算地からの距離が100キロメートル未満の近距離出張を除く）、事前承認を得なければならない。
- 2 1回の出張は、必要最小限の日程とする。
- 3 出張は1回の行程において、原則として1つの業務目的とする。ただし複数の業務を効率的に行う目的の場合は、この限りではない。
- 第3条 出張旅費について、特殊の事情によりこの規程により難しい場合は、事務局長の申立により専務理事の承認を得て、その一部または全部を増減額することがある。
- 第4条 出張による交通費及び宿泊費の実費支給は、本人の提出する領収書など証拠書類に基づいて決定する。ただし、運賃表に基づく鉄道（JR、私鉄）や路線バス等の近距離交通費に関わる実費精算は、この限りでない。
- 第5条 出発前に旅費の仮払いを受けようとする場合は、その概算額の範囲で承認を得て仮受けすることができる。
- 第6条 旅費の精算については、出張（転任）帰着後1カ月以内に旅費精算書を作成し精算しなければならない。
- 2 旅費の精算伝票は、交通費、出張手当、業務出張手当、宿泊費の明細が分かるよう作成しなければならない。
- 3 出張終了後3ヶ月を経過した精算はこれを認めない。
- 第7条 出張中、業務以外の理由で日程が延びた場合は、そのために要した日程の出張手当と交通費は支給しない。
- 第8条 交通費、出張手当、業務出張手当、宿泊費の支給は下記の基準による。
- 1 交通費
- ① 交通費は事務所あるいは自宅を起点に精算する。
  - ② 出張経路は特別の事由ある場合のほか、目的地に達する最短順路を選び、運賃最低額の公共交通機関によらなければならない。ただし、緊急を要する場合、航空機または特殊の交通機関を利用しようとする場合は、予め承認を得なければならない。
  - ③ 出張に私有車の利用を認める。ただし交通費の精算は、公共交通機関を利用したときと同額とする。
  - ④ 鉄道を利用する場合、各種新幹線・特急および座席指定を利用したときはその料金を支給する。ただしグリーン車および、100キロ未満の新幹線・特急は認めない。

2 出張手当

出張手当は1日3,000円とし、移動日を含まず出張業務実働日数を乗じた金額を支給する。  
(日帰り出張を含む)但し、起算地(事務所、または自宅)からの距離が100キロメートル未満の出張は近距離出張とし、出張手当は支給しない。

3 業務出張手当

業務出張手当は1日8,000円(半日の場合は4,000円)とし、移動日数を含まず、下記業務を実施した実働日数を乗じた金額を支給することが出来る。(日帰り出張を含む)但しこの場合出張手当(3,000円)は不支給とする。

- ① 連盟事務局が加盟校から飛行教官派遣願の要請をうけた場合
- ② 訓練所長(副訓練所長)が連盟主催の競技会のために教官として出張する場合
- ③ 競技会役員が飛行教官として競技会へ出張する場合
- ④ 連盟主催業務の飛行(監督)教官として出張する場合
- ⑤ 航空従事者指定養成施設の技能審査で出張する場合
- ⑥ その他事務局長または専務理事が承認した業務出張

4 宿泊費

宿泊の場合は原則として訓練所へ宿泊すること、やむを得ず訓練所以外に宿泊する場合、予め承認を受けた場合のみ、10,000円を上限とする実費を支給する。

第9条 転任を命ぜられたものが新任地に転任した場合の家族の旅費、家財移転のための費用については、実情に応じその都度決定するものとする。

<付 則>

1. 交通費精算の起算地(起点)を事務所とするか自宅とするかは、予め事務局長と協議の上決定し、出張申請書にもその旨を記載する。
2. 評議員・理事・監事並びに業務委嘱者については当規程を準用する。
3. この規程は昭和34年4月1日より施行する。

昭和51年7月1日	一部改訂	
昭和53年5月1日	一部改訂	
昭和57年4月1日	一部改訂	
平成02年4月1日	一部改訂	
平成09年8月1日	一部改訂	
平成11年5月1日	一部改訂	連盟財政への寄与として
平成13年3月1日	一部改訂	大会・競技会関係の日当について
2005年1月1日	一部改定	旅費規定細則の廃止に伴う
2010年10月1日	一部改訂	
2011年7月1日	一部改定	
2017年11月1日	一部改定	